

議会だより

明るい未来!輝け!こどもたちの笑顔!



定林寺立正保育園卒園生 満開の桜の前で (岩間:細田の圭手)

令和8年 山梨県市川三郷町
3月定例会

● 条例の制定・改正・廃止、その他議案の可決内容	P2
● 令和8年第1回臨時会	P3
● 令和8年度一般会計当初予算	P4~5
● 常任委員会報告	P6~7
● 一般質問	P8~13
● 討論・審議結果	P14
● 令和7年度補正予算	P15
● みんなのページ	P16

令和8年3月 定例会

3月3日～13日

令和8年第1回(3月)定例会は、3月3日から13日まで予備日と休会日を含め11日間にわたり開催されました。

今定例会では、条例制定、条例改正、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算など40件が提出され、すべての案件が原案のとおり可決されました。

条例の制定・改正・廃止、その他議案の可決内容

条例制定(4件)

■市川三郷町自転車等の放置の防止に関する条例制定
公共の場所における自転車等の放置を防止するため、本条例を制定する。

■犯罪被害者等支援条例制定
犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建や権利・利益の保護を図ることにより、犯罪被害者等の支援を推進するため、本条例を制定する。

■子ども・子育て支援条例制定
未来を担っていく子どもが健やかに成長する社会の実現を図るため、本条例を制定する。

■特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定
子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

条例改正(6件)

■職員給与条例中改正
人事院勧告に伴い、各種手当を改定するため、職員給与条例を改正する。

■火入れに関する条例中改正
峡南広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例を改正する。

■消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正
本町消防団員の年額報酬・出勤報酬を改定するため、本条例を改正する。

■コミュニティバス設置及び管理条例中改正
コミュニティバス運行路線を見直すため、本条例の一部を改正する。

■行政手続条例中改正
行政手続法の一部改正等にもとない、聞きとりの通知の方式等について改正するため、本条例を改正する。

■地場産業会館設置及び管理条例中改正
地場産業会館の開館時間を変更するため、本条例を改正する。

条例廃止(2件)

■三珠総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止

■下九一色生活改善センター設置及び管理に関する条例の廃止

その他(2件)

■峡南医療センター企業団規約の変更に関する協議

富士川病院併設居宅介護支援センターの廃止に伴い、議会の議決が必要なための協議。

■峡南衛生組合規約の変更に関する協議

峡南衛生組合の議会議員定数の削減に伴い、議会の議決が必要なための協議。

令和8年第1回 臨時会

2月10日開催

令和8年第1回臨時会は、2月10日に開催されました。

臨時会では、昨年末に逝去された故東研一氏に代わる峡南衛生組合議会議員の選挙のほか、専決処分2件と補正予算2件が提出され、すべての案件が原案のとおり承認・可決されました。

専決処分(2件)

■令和7年度一般会計補正予算(第7号)

物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金事業に係る専決。

■令和7年度一般会計補正予算(第8号)

衆議院議員総選挙に係る専決。

補正予算(2件)

■令和7年度一般会計補正予算(第9号)

町民生活応援特別給付金事業等に係る補正。

■令和7年度温泉事業特別会計補正予算(第1号)

みたまの湯ろ過器交換工事に係る補正。

審議結果

■専決処分の承認(2件)	結果	
一般会計補正予算(第7号)	承認	全会一致
一般会計補正予算(第8号)	承認	全会一致
■補正予算(2件)	結果	
一般会計補正予算(第9号) 採決1	可決	賛成多数
温泉事業特別会計補正予算(第1号)	可決	全会一致

採決結果

	一瀬 広朗	諏訪 桂一	一之瀬 滋輝	依田 十造	新津 千吉	秋山 豊彦	齋藤 美佐	丹澤 孝	小川 好一	高尾 貴	笠井 雄一	松野 清貴	一瀬 正
○:賛成 ×:反対													
採決1 一般会計補正予算(第9号)	×	○	○	○	○	×	○	○	〈議長〉	○	○	○	×

※議長は採決には参加しません

討 論

■令和7年度一般会計補正予算(第9号) ↓可決

〔反対討論〕 一瀬 広朗
臨時交付金の事業者支援の対象が一部の事業者に限定されており、公平性に欠ける。限定的な事業者支援はせず、通信運搬費、業務委託料、給食費無償化や電力高騰補助に交付金を分配するのではなく町民一人当たり15000円の支援金とすべき。

〔賛成討論〕 丹澤 孝
町民対象の生活者支援は、柔軟に対応可能な現金給付を選択したことを評価する。事業者支援の対象は地域医療や子育て等、町民生活に直結する事業である。交付金の趣旨を踏まえ、早急な支援策の実施を求める。

99億473万円を可決

前年度比8.6%増

■特別会計(45億1075万円)を含めた総額(144億1548万円)の状況

会計名	予算額	構成比	前年度比(金額・増減率)		
一般会計	99億 473万円	68.7%	7億 8674万円	8.6%	
特別会計	国民健康保険[事業勘定]	17億 2254万円	12.0%	▲548万円	▲0.3%
	国民健康保険[直営診療所勘定]	1100万円	0.1%	▲295万円	▲21.1%
	介護保険	23億 3312万円	16.2%	1092万円	0.5%
	温泉事業	5108万円	0.4%	1000万円	24.3%
	後期高齢者医療	3億 6125万円	2.5%	3822万円	11.8%
	その他 6会計	3176万円	0.2%	89万円	-
一般会計と特別会計の合計	144億 1548万円	100.0%	8億 3834万円	6.2%	

■公営企業会計

会計名	予算額	前年度比(金額・増減率)	
公営企業会計			
上水道事業	1億 9110万円	470万円	2.5%
簡易水道事業	2億 3836万円	▲8万円	▲0.03%
公共下水道事業	7億 9346万円	7948万円	11.1%
農業集落排水事業	2778万円	▲167万円	▲5.7%
戸別浄化槽整備推進事業	1076万円	37万円	3.6%

■主な新規事業

新規事業	
地域経済循環創造事業費補助金事業(※1)	5000万円
公共ライドシェア事業	2772万円
三珠保育所LED化事業	1185万円
いきいき健康ウォーク事業(※2)	950万円
洪水ハザードマップ更新事業	904万円
管内小中学校屋内運動場冷暖房設備整備事業	451万円
創業支援補助金事業(※3)	300万円
乳児等通園支援事業	275万円

※1 地域経済循環創造事業費補助金事業
民間による地域課題の解決、地域資源の活用、雇用創出、地域経済の活性化を進めるために民間事業者の創業を支援する事業。

※2 いきいき健康ウォーク事業
ウォーキング歩数に応じてポイントを付与し、獲得ポイントにより町内商店で活用できる買い物券を贈呈する事業。18歳以上の町民が対象。

※3 創業支援補助金事業
町内での創業を促進するため、商工会での創業スクール修了者を対象に起業支援する事業。

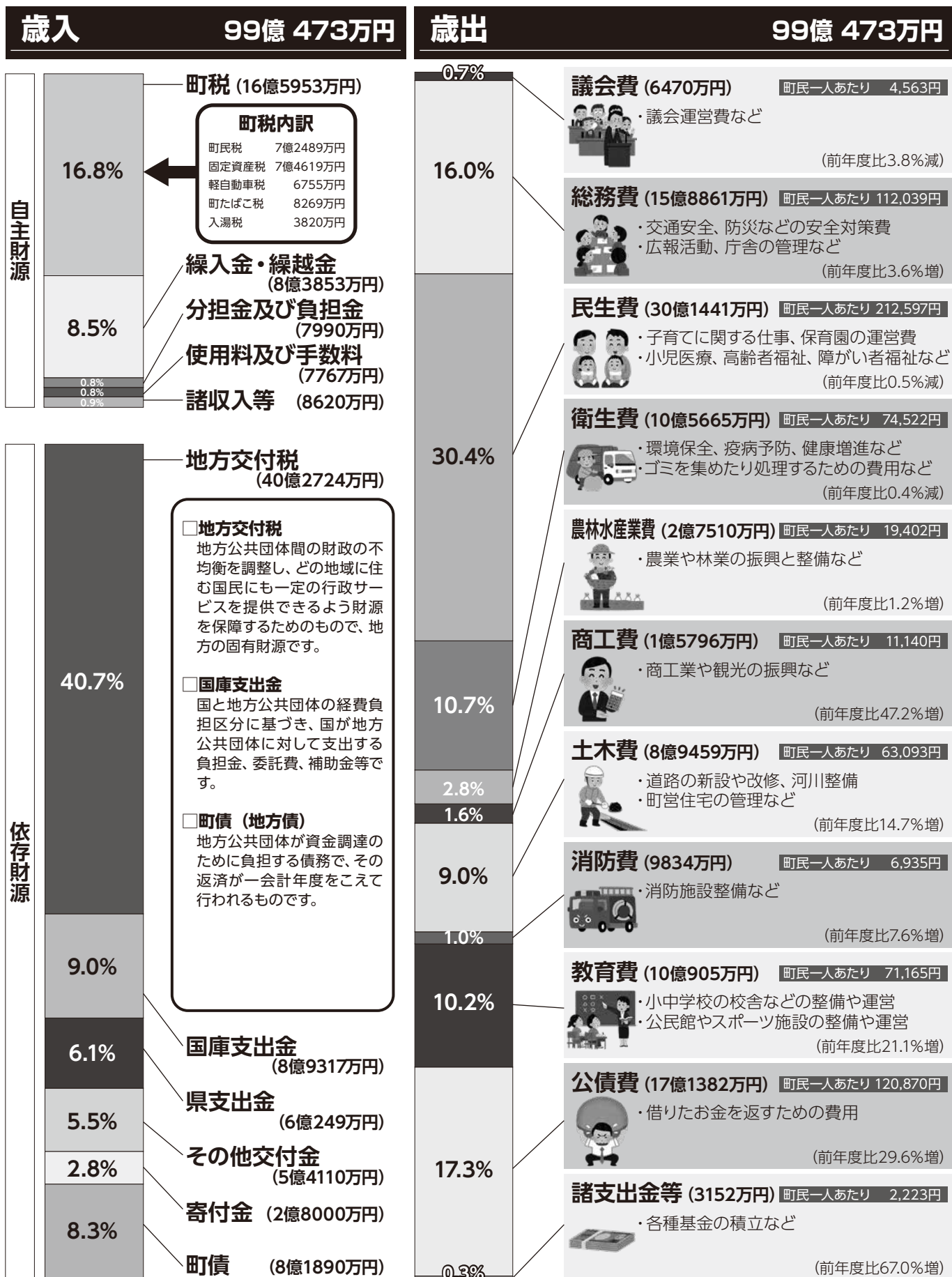




令和8年度

一般会計当初予算

一般会計



総務厚生常任委員会

開催日 3月6日

特定乳児等通園支援事業の 基準を定める条例の制定

問 準備の状況と利用料金は

子育て支援課長 1園から申請希望があり、3月に審査を行い、認可を判定する。利用料は1時間あたり300円である。

三珠総合福祉センターの設置 及び管理に関する条例の廃止

問 防犯など廃止施設の管理は

総務課長 防犯上の管理は現状と同等に行い、外回りは職員等で定期的に草刈り等を行う。

令和7年度一般会計補正予算

〔民生費負担金〕

問 子どものための負担金が大きく減額した理由は

子育て支援課長 当初予算では96名分を見込み予算計上したが、実績が42名であったため。

〔老人福祉費〕

問 百歳祝い金の減額理由は

福祉課長 当初33名の支給を予定していたが実績が19名であったため。



令和8年度一般会計予算

〔民生使用料〕

問 つむぎの湯などの使用料を予算計上しない理由は

いきいき健康課長 4月以降休止する施設については、営業を行わないため予算計上しない。

〔借換債〕

問 多額の借換債の理由は

財政課長 過去の起債が本年度償還を迎え借換えするもので、当初の計画通りの措置。

〔一般管理費〕

問 入札談合損害賠償請求訴訟の見通しは

総務課長 2月に裁判所から双方に和解案が示されたので、早ければ夏、遅くも秋には和解が成立する予定。

〔政策推進費〕

問 地域活性化企業人事業の具体的な運営内容は

政策推進課長 2名の企業人を総務課の広報係に配属し、町の情報をSNSや動画で発信しPRする。

〔町議会議員一般選挙費〕

問 投票所とポスター掲示所の集約への取り組みは

総務課長 今年度の町議会議員

選挙から投票所を集約し、それに伴いポスター掲示所も集約する。

〔地域おこし協力隊費〕

問 増額の理由と事業戦略は

政策推進課長 2名分を追加し、3名分の予算を計上した。耕作放棄地や農家の後継者不足への対応として新規就農者を都市部から迎え入れたい。



〔ふるさと創生事業費〕

問 補助金の使い道は

政策推進課長 春のぼたんの花まつり、夏の神明の花火大会、秋のはんど日本一六郷の里秋まつりに対する補助金になる。

〔企画費〕

問 移住定住関係の補助金に所得制限はあるのか

政策推進課長 若者定住促進住宅補助金は町独自事業で所得制限を設けていないが、結婚新生活支援事業補助金は県の事業で500万円の所得制限がある。

〔つむぎの湯いきいきセンター費〕

問 休館中の管理方法は

いきいき健康課長 譲渡に向けた手続きや施設管理のため、いきいき健康課で管理する。

〔社会福祉施設費〕

問 ふれあいセンターの日常の管理は

いきいき健康課長 峡南5町が事業委託している峡南圏域相談支援センターの人員が常駐し、管理している。

〔予防費〕

問 がん患者アピアランスケア用品助成金の対象人員は

いきいき健康課長 ウィッグが6件、乳房用補正下着が2件、人工乳房が2件分の予算を計上している。

問 補助金がなくなった場合は

いきいき健康課長 申請の早い順で支給するものではなく、補助金がなくなった場合は補正予算を計上し対応する。





常任委員会

教育土木常任委員会

開催日 3月10日

犯罪被害者等支援条例制定

問 見舞金額の状況は

防災交通課長 他市町村の状況を確認し、遺族見舞金30万、重傷病者見舞金10万円と決定した。

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正

問 災害の場合、1回につき4時間未満4000円、4時間以上8000円とのことだが、数日続くような時は

防災交通課長 一日を1回とする。



令和7年度一般会計補正予算

〔農業土木費〕

問 用排水施設等整備事業負担金6360万円はどのような内容か

建設課長 更新工事費として大同排水機場に4320万、大塚揚水機場に2040万円計上するもの。

令和8年度一般会計予算

〔安全安心対策費〕

問 洪水ハザードマップ更新委託料について改修のポイントは
防災交通課長 新たに県が管理する15の中小河川で想定浸水深が公表されたので、現在の洪水ハザードマップに重ね合わせて作成する。

問 ハザードマップ完成後の住民への説明会は

防災交通課長 全戸配布後、説明会を行う予定。

問 駅や学校の体育館等に想定浸水深を示す看板の設置は

防災交通課長 駅への設置は先進事例等を確認しながら、J-RTとの協議も検討していく。

教育総務課長 視覚的にわかりやすくする必要はあると思うので、どのようなことが実際に可能か調査していく。

問 防犯灯LED化工事費300万円は前年度と同額だが、本年度はどのような工事になるか

防災交通課長 電気料が高い水銀灯の工事をしている。町内に残る水銀灯86基を改修する予定。併せて、蛍光灯が切れた箇所に

ついてはLED化を進めていく。

〔文化資料館管理費〕

問 歌舞伎文化公園やふるさと資料館を積極的に宣伝できると良いが、どう考えるか

産業振興課長 農道沿いの桜や牡丹園と併せて宣伝の仕方を工夫していきたい。



〔教育費〕

問 小中学校屋内運動場冷暖房設備設計委託料の対象はどの学校か

教育総務課長 市川中学校の体育館を現在考えている。

〔保健体育振興費〕

問 日本体育大学連携交流事業負担金390万円の用途は

生涯学習課長 学生及び指導者の交通費・宿泊代・滞在時昼食代等に充てる。

温泉事業特別会計予算

問 PFI事業の効果は

産業振興課長 みたまの湯の指定管理者を募集するにあたり、総務省の人材派遣事業を活用している。今後、施設の大規模改修が必要になるが、PFI事業により、民間資金を活用して十分な整備等が行えるように進めていきたい。

PFI事業

公共施設等の整備・運営に、民間の資金や経営ノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスを提供するための事業で、市川三郷町では、令和8年度からPFI事業の導入可能性調査を本格的に行います。



















一般質問の項目

令和8年3月議会 10人の議員が質問

インターネットから会議録も閲覧可能です。どうぞご覧ください。▶▶▶



※作業工程により、今号発行日(5月1日)に最新の会議録に更新できていない場合がありますがご了承ください。

議員名	質問内容	議員名	質問内容
高尾 貫 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 本町の交通空白区の更なる解消に向けて2. 孤立者・孤独者(死)を無くす対策は3. 第2期過疎地域持続的発展計画について4. 土地開発基金管理状況と関係課が保有している土地処分の考えは	諏訪 桂一 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 観光振興について (1) 誘客のための環境整備 (2) 牡丹園の整備 (3) 地場産業との連携 (4) 教育・文化振興策
笠井 雄一 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 町道落居黒沢狩山田線一部道路区域の最終結果について2. ケアラーとヤングケアラーの実態と対応について	新津 千吉 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. つむぎの湯閉鎖について (1) 利用者や高齢者から継続の声を無視した閉鎖 (2) 閉鎖までの行政努力とトップセールス (3) 民間が出来ない事業を行政が運営する意味2. 黒沢狩山田線の閉鎖解除後について (1) 通行止めは昨年やっと解除されたが障害物の撤去 (2) 地権者が主張する私有地に対し行政の対応 (3) 町道として道路交通法が適用されない理由3. 損害賠償請求の経過について (1) 和解について検討された結果 (2) 損害賠償の請求経過と今後の見通し4. 児童・生徒のいじめ問題について (1) 深刻ないじめ問題、町の小中学校
一瀬 正 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. つむぎの湯の存続と民間譲渡募集の結果について2. 北線通りと文教通りの拡幅計画での商店街活性化策について3. 公共施設を使っでの交流会や、学び合う催しなどの高齢者支援策について4. 若者に移り住んでもらうための魅力ある若者支援策について5. どんど焼き中止の行政指導による役場の対応策について6. 物価高に対する町独自の支援策について	一瀬 広朗 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 議案の提出時期について2. 小中学校統廃合について3. みどりの食料システム戦略について4. 水道水の安全性について5. 町の財政について
依田 十造 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 今後の公民館運営と地域コミュニティのあり方について (1) 地区公民館の運営費および管理費 (2) 公民館使用料の妥当性と減免基準 (3) 地区公民館主事の配置体制 (4) 公民館の施設管理と老朽化対策 (5) 今後の地域コミュニティと公民館のあり方 (6) 地区公民館の将来像と具体的な整備計画	齋藤 美佐 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 成年後見制度の普及啓発と権利擁護の推進について (1) 成年後見制度の相談件数と利用の現状は (2) 町民向けの講演会や出前講座を開催する考えは (3) 相談から利用開始までを支える体制整備は2. ハザードマップ改訂の進捗について3. 町民の移動手段(デマンド交通)の確保について
秋山 豊彦 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 財政非常事態宣言について2. 財源確保について3. みたまの湯の納入金について4. 防災行政無線について5. 峡南医療センターの赤字補填について6. 官製談合事件に係る損害賠償請求について		
一之瀬 滋輝 議員  	<ol style="list-style-type: none">1. 地域公共交通計画の推進について (1) 現在の進捗状況と令和8年度の予定 (2) コミュニティバス六郷線の延伸 (3) 地域循環型バス2. 町民の健康長寿の推進について (1) 市川三郷町健康革命事業 (2) ニードスポーツセンターの利用者対応		



問 孤立者・孤独者(死)を無くす対策は

答 見守る体制の整備と充実を図る
孤立対策を検討する

たかお とおる
高尾 貴 議員

1. 交通空白の解消に向けて

問 自家用車を利用できない方の対応は

町長 新たな交通の実証運行などを行い、より利用しやすい交通手段を調査、研究していく。

問 高齢者、障害者、免許返納者の足確保は

町長 コミュニティバスの再編や高齢者、障害者には介護タクシー、移動支援事業者の利用を考えている。

問 乗車券・定期券など郵便局で委託販売できないか

町長 ICカード乗車券のトイカ利用も可能であるが、特急券、定期券の販売は先進地事例など調査研究していく。

2. 孤立者・孤独者(死)を無くす対策は

問 どのような策が検討・計画されているのか

町長 令和7年度に基礎調査、令和8年度当初予算に高齢者を見守る体制の整備・充実を図る取り組みと孤立対策も検討していく。

3. 第2期過疎地域持続的発展計画について

問 基本的考え方と第3次総合計画の連動性は

町長 どちらの計画も持続可能な地域社会の実現を目的とし、第3次総合計画との整合性を図りながら効率的な事業実施を行う。

問 各組の再編成などを考えているのか

町長 再編は町が決めるものではない。体制を整えるため区・組からの要請により再編成などには対応する。

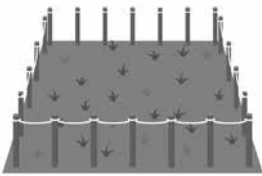
4. 土地開発基金と各課の土地処分の考えは

問 行政財産の土地保管状況は

町長 予定事業の未執行で保管土地として土地開発基金で保有している。

問 早期に処分しては

町長 一部は駐車場で利用しており、他の事業転換も含めた活用を検討し売却も検討する。



問 ケアラー、ヤングケアラーへの対応は

答 早期発見、早期支援など迅速な対応に取り組んでいる

かさい ゆづいち
笠井 雄一 議員

1. 町道落居黒沢狩山田線一部道路区域の最終結果について

問 問題発生から今日まで時系列で経過報告を

町長 昨年、交通制限は解除したが、根本的な問題は解消されていない。個人情報を含んでおり、開示できることは限られる。安全な通行確保に向け関係者と対話を継続する。

2. ケアラーとヤングケアラーの実態と対応は

問 ケアラーの実態はどのような状況か

町長 令和4年度実施の在宅介護実態調査では介護を理由に過去1年の間に仕事を辞めた家族や親族は、調査回答者344名中19名、5.5%の方が該当する。

問 その対応について

町長 地域包括支援センターの総合相談支援業務の中で必要な介護サービスや制度を紹介し支援している。

問 進学、就職、結婚、出産などを迎え将来、影響を受ける可能性はあるが、その対応は

町長 地域ケア会議など関係課の職員や多職種、専門家にも参加いただき、課題解決に

向けて連携し取り組んで行く。

問 ヤングケアラーの実態はどのような状況か

町長 町独自の実態調査は実施していないが、ヤングケアラーに限らず支援が必要と思われる世帯には早期に保健師が訪問し相談支援を行っている。

問 地方自治体でも誰が支援の実施主体か明確になっていないのでは

町長 町は支援体制が整っており、要保護児童対策地域協議会を毎年1回行っている。そちらと連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議にも、案件がある時は紹介している。

問 学校での対応は

町長 保健師による年2回の巡回訪問と学校での注視により、小さな変化も報告いただいている。民生委員、児童委員、主任児童委員の皆様にも地域で気になる家庭を注視していただいている。



問 つむぎの湯の民間譲渡は

答 応募はなかった



いちのせ 一瀬 議員

1. つむぎの湯の民間譲渡募集の結果は

町長 令和7年10月9日から11月21日にかけて最低価格1億5500万円でご公募したが応募がなかった。続いて、12月1日から翌8年1月16日まで価格を設定せずに再公募したが、応募はなかった。

問 今後の方針は

町長 令和7年度末で休止するが、その後も施設譲渡に向けた取り組みは継続する。

2. 商店街活性化について

問 中央通り一方通行解除は町長 円滑な自動車通行と歩行者の安全確保のため現時点において制限は必要である。

問 北線・文教通りの拡幅工事の中止を

町長 町の都市計画マスタープランに沿って県と協力して進める。道路整備によって高まる移動の安全性や利便性を地域の賑いに繋げていきたい。

3. 高齢者の生活支援について

問 高齢者の生活支援策は町長 民生委員・児童委員と連携し、多様・複雑化する生活

課題に寄り添った丁寧、迅速な対応を行っていく。

4. 若者支援策について

問 町活性化のための支援は町長 移住、定住、子育て支援策を中心に据え、観光情報なども掲載した特設サイトを4月から開設する。町の魅力紹介や認知度向上のため動画配信を積極的に展開していく。



5. 正月飾りの処分について

問 野外焼却ができなくなつたが、町での対応は町長 神事対応は考えていない。地域ごとの対応を講じてもらいたい。

6. 物価高騰に対する緊急支援策について

問 支援策と町独自の対応は町長 国の給付金を活用し、住民1人当たり1万3千円の給付金を速やかに届けられるよう取り組む。政府の重点支援地方交付金を活用し、町独自の支援策も講じ、町民生活への影響緩和に努める。

問 公民館運営と地域コミュニティの在り方は

答 将来を見据えた公共施設の運営、地域支援の在り方を研究していく



よだ 十造 議員

1. 公民館運営と地域コミュニティのあり方について

問 地区公民館の運営費と管理費とは町長 運営費は事業の運営や活動に要する経費、施設管理費は修繕費や光熱水費など日常的経費である。実施事業や活動内容が異なるため、運営費には差が生じている。

問 公民館使用料の妥当性と減免基準は

町長 他の公共施設との均衡を踏まえ、統一した基準のもとで設定されており、適正な水準であると考える。減免の取り扱いは、公平性の観点から基準の整理、研究を進めている。

問 地区公民館主事の配置体制は

町長 職員間の連携や事務処理の効率化を図りつつ、地域へ向きサービスが低下しないように体制を整えている。

問 公民館の施設管理と老朽化対策は

町長 点検や修繕を行い、施設の維持管理に努めていく。自治公民館は、修繕補助金制度を設け、施設維持への支援を行っている。

問 地域コミュニティと公民館のあり方は

町長 公民館を地域活動の拠点として位置づけ、持続可能な運営をしていくという考え方は変わらない。公民館活動の主役は地域住民であり、活動の積み重ねが人と人とのつながりを生み、地域の活力向上をもたらすと考えている。

問 地区公民館の将来像と具体的な整備計画は

町長 取り巻く環境が変化中、今後も同じ体制を維持していくべきか整理する必要がある。地域を更に盛り上げるための取り組みについては多様な形での関わり方を進めている。

問 使われていないスペースの活用は

町長 再活用の在り方を整理する。

問 高田地区公民館の建て替えは

町長 全体の公共施設の状況を考慮し研究していく。



老朽化が進む高田公民館



問 みたまの湯の総投資額と総収入は

答 投資額は約11億円、収入は約9億円になる

あきやま とよひこ 秋山 豊彦 議員

1. 財政非常事態宣言について

問 宣言の必要はあったのか

町長 宣言発出後の取り組みにより、財政危機状況であった経常収支比率と赤字体質は改善傾向が顕著になった。

問 令和6年度の経常収支比率94.2%は正しいのか

町長 令和6年度の決算を分析する中で、ルールに基づき算出したものであり、正しい。

2. 財源確保について

問 町の収入を増やすためにどのような努力を行ったのか

町長 企業版ふるさと納税などのトップセールスをはじめ、総務省等に赴き、特別交付税などの要望活動を行った。

問 企業誘致の成果は

町長 六郷インターチェンジ周辺の誘致エリアにおいて、企業進出の申出を受けた。

問 定住促進のために行った施策とその実績は

町長 若者定住促進住宅補助金などの住宅支援や地域おこし協力隊事業での就業支援などを行い、主な成果として、令和3年度以降の住宅補助金の利用で、128世帯、443名

が移住定住している。

3. みたまの湯の納入金について

問 総投資額と総収入は

町長 平成15年から令和6年までで、総投資額は用地買収などの合計で約11億円、収入は指定管理者納入金と入湯税の合計で約9億円になる。



4. 防災行政無線について

問 全ての世帯に個別受信機を設置する考えは

町長 LINEとの連携を対応しており、現時点では全ての世帯に戸別受信機を配備する予定はない。

5. 峡南医療センターの赤字補填について

問 赤字が増加しているがどのように考えているのか

町長 赤字増加は大きな問題であると捉え、経営改善の見通しがつかない場合、企業団全体でダウンサイジングを検討するよう申入れを行っている。

問 新たな町内交通の具体的内容は

答 コミュニティバス三珠線のエリアを対象にオンデマンド交通を予定している

いちのせ しげき 一之瀬 滋輝 議員



1. 地域公共交通計画の推進について

問 (1)現在の進捗状況と令和8年度の予定について

町長 現在の計画進捗状況は令和7年度に計画素案の検討を行い、パブリックコメントを経て、令和7年12月に開催された地域公共交通会議で承認された。

問 コミュニティバス再編の具体的内容は

町長 ルートの延伸、一部の減便及び運行時間を午前中に集約し、買物や通院の際に往復利用がしやすく再編する。

問 (2)コミュニティバス六郷線の延伸について

町長 一日一往復とした理由は従来からの目的である、JR 鮎沢口駅の始発及び終点のコミュニティバス利用者に極力影響がないよう設定した。

問 増便の考えはあるのか

町長 増便や新たな交通の導入など、今後検討をしていく。

2. 町民の健康長寿の推進について

問 (1)市川三郷町健康革命事業について

問 事業の目的と具体的な内容

答

町長 目的は、町民の皆様が自立して健康でいられる期間の延伸。取り組みとしては、食・運動・こころを柱として、健康革命を推進する。

問 事業の効果検証方法は

町長 生活習慣病に関するデータや、集団健診でのアンケート結果、また、国民健康保険や後期高齢者医療の医療費、要介護認定率など、年度ごとに基準となる数値で検証する。

問 (2)ニードスポーツセンターの利用者への代替措置は

町長 他の民間スポーツ施設を利用されている方もおられるので慎重に進めていく必要があり、現状では代替措置を考えていない。

問 TGSキー使用料の返還は

町長 TGSキーは販売しているものを必要に応じて購入いただいているものであり、返金は想定していない。指摘があったことは真摯に考え、担当課としっかりと協議して、他の公共施設も考慮に入れたら、整合性のある方向で回答させていただきたい。

問 ぼたん園の維持管理は

答 以前の姿に戻そうと取り組んでいる

諏訪 桂一 議員



1. 観光振興について

問 「笑って」ラえて」放送後の反響は

町長 町HPへのアクセス数が通常の6倍程度になった。

問 案内板等の整備予定は

町長 誘客に有効であると考えるので今後研究していく。

問 デジタルアーカイブの活用は

町長 三珠町時代の広報紙がデジタル化されているので、そのデータを活用した一般公開等を研究していく。

問 ぼたん園のライトアップ

町長 ぼたん園の再生に向けて取り組みを行っている。夜間のライトアップは、ぼたん園の状況を見ながら来年以降の実施について、可否を検討していく。SNSでの発信は誘客に必要な手段であり、引き続き取り組んでいく。

問 ぼたん園のオーナー制度は

町長 導入の可否について研究していく。

問 資料館展示内容の更新は

町長 「團十郎家ゆかりの品の貸与」などについて、團十郎丈との協議項目の一つとして

問 線香花火「歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

町長 「線香花火」歌舞伎ぼたん」

の活用は

町長 研究が必要であると考えている。

問 複数施設の連携は

町長 産業振興課観光係が中心となり町内の観光関係者と連携を目指した話し合いを始めています。発展していくことが望ましいと考えています。

問 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は、市川團十郎と本町との関係に興味を持ち、自らの地域を知り、探究する学びでの成果を発表した。今後も、歌舞伎文化や本町との繋がりに関する探究が推進されるよう、みさと学研究委員会などで取り上げ、ふるさとに愛着と誇りを持てる学習に繋がられるよう努めていく。

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は

町長 「みさと学」との連携は



みさと学の成果(上野小5年)

問 「つむぎの湯」利用者の声を無視した閉鎖では

答 有効利用を検討したが更新費用が増大するので最適化する

新津 千吉 議員



1. つむぎの湯閉鎖について

問 存続する施設と統廃合する施設について町長の見解は

町長 それぞれの施設で老朽化が進み、維持・更新費用の増大が見込まれる中、将来に渡って公共サービスを維持・向上させていくため、施設保有量の最適化を図る必要がある。民間及び近隣に同様の施設が存在する場合、個々の施設の方向性を検討し、継続か転換かを決めている。

問 行政努力とトップセール

町長 県内の温泉事業者には事情説明を行った。また、県外企業への案内や打診もしており、つむぎの湯まで来てくれた企業もあった。民間委譲という方針が決まってからは、応札関係となる企業との個人的な接点を避けるため、担当課の対応としている。

問 民間が出来ない事業を行政が行う意味は

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

町長 町民の命と生活に関する事業は税金を投入してでも運営すべきだが、民間事業者が事業運営している施設については、民間にお願いしたい。

2. 黒沢狩山田線の閉鎖解除後について

問 障害物撤去について町の対応は

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

町長 交通制限の解除には至ったが根本的な問題は解消されておらず、安全な通行確保に向け可能な限り関係者と対話を継続する。

3. 前町長等に対する損害賠償の経過について

問 和解について検討された結果は

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。

町長 令和8年2月19日の口頭弁論で裁判所の提案した和解案を双方が受け入れる方向で進んでいる。成立後は、臨時議会を開催し、議決をいただくことになる。



問 宣言解除の根拠と今後は

答 赤字体質が改善してきたので計画的に事業を推進する

いちのせ ひろあき 一瀬 広朗 議員

1. 議案の提出時期について

問 全ての議案を質問通告前に議員に提出して頂きたいが
町長 議案を一般質問の通告前に提出する必要はないと理解している。

2. 小中学校統廃合について

問 住民説明会の参加者が少なかったが計画は進めるか
町長 特段の反対意見がなかったもので、本計画はご理解頂けるものと考えている。

3. みどりの食料システム戦略について

問 有機農業の推進やオーガニックヴィレッジ拡大についての考えは
答 地域農業の実情や農業者の状況を踏まえつつ、国及び山梨県の補助金を活用しながら引き続き取り組んでいく。

4. 水道水の安全性について

問 水道用資機材、薬品からの溶出や付加の検討は、十分に行われているか
町長 保証された製品を使用し、水質への影響や耐圧性、耐食性、水密性等、ハード面の安全性確保に努めている。

5. 町の財政について

問 財政非常事態宣言の解除に至った具体的な根拠と、今後の見通しや配慮点は
町長 2年連続して経常収支比率と赤字体質の改善傾向が顕著になってきたため。今後は、負担の平準化を目的に、年度が重ならないよう計画していくこと、交付税や補助金等も可能な限り確保して財政的負担を軽減すること、また各年度の起債額も限度額を設定して能動的な財政運用を推進していくこと等を網羅した中長期的視点の下で予算編成に取り組んでいく。

問 公的には5年連続赤字ではなかったことについては
財政課長 わかりやすくするため、町独自の指標をつくり5年連続赤字と説明した。

問 財政非常事態宣言発出時と解除時で根拠を変えたのは
財政課長 同じ指標を根拠にした方が良かったかもしれない。9月議会にはしっかりと示した数字で示せると思う。



問 町民の移動手段（デマンド交通）の確保は

答 誰もが安心して住み続けられる交通網を構築する。

さいとう みさ 齋藤 美佐 議員



1. 成年後見制度の普及啓発と権利擁護の推進について

問 成年後見制度の相談件数と利用の現状は
町長 相談件数は年間15件程度で、町民の利用件数は、令和6年度が15件、令和7年度が9月末時点で14件。財産等の管理や手続が必要なため、制度を利用したいという家族からの相談が多い。

2. ハザードマップ改訂の進捗について

問 町民向けの講演会や出前講座を開催する考えは
町長 本年度末までに権利擁護支援の司令塔機能を担う中核機関を設置し、来年度から介護課、福祉課、社会福祉協議会で協力して業務を推進する体制を構築する。説明会等による広報機能を活用し、今後、住民ニーズ等を踏まえて、講演会の開催等についても検討していく。

問 相談から利用開始までを支える体制整備は

町長 本町では、認知症の方を介護課で、知的障害、また精神障害の方を福祉課で担当し、支援体制を整えている。

問 町の進捗状況は

町長 県指定中小河川の新たな浸水想定区域や土砂災害危険箇所、新たな防災気象情報、避難所の情報等を更新した町洪水ハザードマップを作成するため、来年度当初予算の中に計上させていただいた。

3. 町民の移動手段(デマンド交通)の確保について

問 現在の取り組み状況は
町長 令和8年3月に策定された市川三郷町地域公共交通計画に基づき、既存路線の再編や新たな交通サービスの導入を検討する。来年度当初予算に、公共ライドシェア事業を計上した。令和8年10月を目途にコミュニティバス三珠線のエリアを対象にデマンド交通の導入を予定している。誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通網の構築に取り組んでいく。



審議結果 第1回定例会(3月3日~13日)

討 論

■一般会計予算→可決

【反対討論】 一瀬 正

地区公民館使用料は減額すべきであり、つむぎの湯は休止ならば使用料を予算計上すべき。また、伝統と文化を守るため、製紙試験場の解体には納得できず、反対する。

【反対討論】 新津千吉

つむぎの湯は後継先を探し、引き続きを終わらせてから民間運営に移行することが誠実な対応であり、休止を前提とした予算に反対する。

【反対討論】 笠井雄一

つむぎの湯やニードスポーツセンターは、町民の健康や交流に寄与する施設であり、休止とする予算には反対する。

【反対討論】 一瀬広朗

予算で休止措置とした施設は町民にとって大切な施設であり、各施設の復活への取

り組みや支援の見えない予算に反対する。

【賛成討論】 諏訪桂一

つむぎの湯およびニードスポーツセンターの休止は、将来世代に負担を先送りせず、新たな一歩を踏み出すための足がかりである。当初予算は、町民の生命と暮らしを守る行政サービスの根幹であり、一刻の停滞も許されないことから、賛成する。

■介護保険特別会計予算→可決

【反対討論】 一瀬 正

介護保険制度は、滞納者の多くを占める低所得者にとって深刻な事態を招いており、高齢者を苦しめる制度であってはならないことから反対する。

【賛成討論】 依田十造

制度への賛否や国の政策への評価は、国の場で論議されるべきものであり、法

に基づく適正な予算執行を行う責務があるため賛成する。

■後期高齢者医療保険特別会計予算→可決

【反対討論】 一瀬 正

物価高騰が続く、年金暮らしの高齢者は医療サービスを受けたくても受けられない状況であり、高齢者いじめの後期高齢者医療保険制度は廃止すべきであると考

え反対する。

【賛成討論】 丹澤 孝

後期高齢者医療制度は、国の法律に基づき後期高齢者医療広域連合が運営する制度である。高齢者の医療を安定的に確保するために不可欠な予算であり、住民の医療を守るため賛成する。

【賛成討論】 一瀬広朗

介護や高齢者医療についての課題は多いが、予算が成立しないともっと苦しめてしまうことになるので、賛成する。

■条例の制定・改正・廃止(12件)

	結果	
自転車等の放置の防止に関する条例制定	可決	全会一致
犯罪被害者等支援条例制定	可決	全会一致
子ども・子育て支援条例制定	可決	全会一致
特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定	可決	全会一致
職員給与条例中改正	可決	全会一致
火入れに関する条例中改正	可決	全会一致
消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正	可決	全会一致
コミュニティバス設置及び管理条例中改正	可決	全会一致
行政手続条例中改正	可決	全会一致
地場産業会館設置及び管理条例中改正	可決	全会一致
三珠総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止	可決	全会一致
下九一色生活改善センター設置及び管理に関する条例の廃止	可決	全会一致

■令和7年度補正予算(10件)

	結果	
一般会計補正予算(第10号)	可決	全会一致
国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	全会一致
介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決	全会一致
介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	可決	全会一致
訪問看護ステーション西八代特別会計補正予算(第2号)	可決	全会一致
温泉事業特別会計補正予算(第2号)	可決	全会一致
後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	可決	全会一致
峡南地域教育支援センター共同設置特別会計補正予算(第1号)	可決	全会一致
簡易水道事業会計補正予算(第3号)	可決	全会一致
公共下水道事業会計補正予算(第4号)	可決	全会一致

■令和8年度当初予算(16件)

	結果	
一般会計予算 <small>採決1</small>	可決	賛成多数
国民健康保険特別会計予算	可決	全会一致
介護保険特別会計予算 <small>採決2</small>	可決	賛成多数
介護サービス事業特別会計予算	可決	全会一致
温泉事業特別会計予算	可決	全会一致
恩賜県有財産保護管理事業特別会計予算	可決	全会一致
市川財産区特別会計予算	可決	全会一致
高田財産区特別会計予算	可決	全会一致
大同財産区特別会計予算	可決	全会一致
後期高齢者医療特別会計予算 <small>採決3</small>	可決	賛成多数
峡南地域教育支援センター共同設置特別会計予算	可決	全会一致
上水道事業会計予算	可決	全会一致
簡易水道事業会計予算	可決	全会一致
公共下水道事業会計予算	可決	全会一致
農業集落排水事業会計予算	可決	全会一致
戸別浄化槽整備推進事業会計予算	可決	全会一致
■その他(2件)	結果	
峡南医療センター企業団規約の変更に関する協議	可決	全会一致
峡南衛生組合規約の変更に関する協議	可決	全会一致

採決結果

	一瀬 広朗	諏訪 桂一	一之瀬 滋輝	依田 十造	新津 千吉	秋山 豊彦	齋藤 美佐	丹澤 孝	小川 好一	高尾 貴	笠井 雄一	松野 清貴	一瀬 正
○：賛成 ×：反対													
<small>採決1</small> 一般会計予算	×	○	○	○	×	×	○	○		○	×	○	×
<small>採決2</small> 介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	〈議長〉	○	○	○	×
<small>採決3</small> 後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	×

令和7年度 補正予算 (第7号～第10号)

※万円未満で四捨五入した後で計算しているため、計算が合わないよう見える部分があります。

補正額

7号	7508万円
8号	1698万円
9号	2億1226万円
10号	▲2億7268万円

令和7年度補正予算 第7号～第9号は第1回臨時会、第10号は第1回定例会に上程されました。第7号、第8号の専決処分は全会一致で承認、第9号は賛成多数により可決、第10号は全回一致で可決となりました。第9号の討論と採決結果については3ページをご覧ください。

第1回 臨時会

〔第7号〕 7508万円の増額 → **補正後の 予算総額 98億3859万円**

〈補正の主な内容〉

- 物価高対応子育て応援手当 (国が18才未満の児童に1人当たり20,000円を給付) 3908万円
- 山梨物価高対応子育て応援特別給付金 (県が18才未満の児童に1人当たり20,000円を給付) 3600万円

〈主な財源〉 国庫支出金 (3908万円) 県支出金 (3600万円)

〔第8号〕 1698万円の増額 → **補正後の 予算総額 98億5557万円**

〈補正の主な内容〉

- 衆議院議員選挙費 1698万円

〈主な財源〉 国庫支出金 (1227万円) 財政調整基金 (472万円)

〔第9号〕 2億1226万円の増額 → **補正後の 予算総額 100億6783万円**

〈補正の主な内容〉

- 町民生活応援特別給付金 (町民1人当たり13,000円を給付) 1億9270万円
- 介護・福祉施設等物価高騰支援給付金 250万円
- 医療機関等物価高騰支援給付金 130万円
- 保育施設等物価高騰支援給付金 50万円
- ツキノワグマ緊急銃猟等経費 166万円
- ふるさと納税報償費 1360万円

〈主な財源〉 国庫支出金 (2億653万円) 県支出金 (135万円) ふるさと納税寄付金 (3000万円)

第1回 定例会

〔第10号〕 2億7268万円の減額 → **補正後の 予算総額 97億9515万円**

〈補正の主な内容〉

- 農業土木費負担金 (用排水施設等整備事業負担金等) 7928万円
- 土木費工事請負費 (南通り線側溝改修工事・三珠中学校通り線道路改良工事) 6400万円
- 事業内容の確定による当初予算からの減額等 ▲4億1596万円

〈主な財源〉 地方交付税 (1億6230万円) 財産収入 (714万円) 寄付金 (216万円) 町債 (7470万円)



みんなのページ

あい せいぎ じっせんしゃ
愛と正義の実践者

た ん ざ わ し ょ う さ く
山の先生・丹沢正作

1. 出生と背景



丹沢正作の肖像

丹沢正作は、明治9年(1876年)3月22日、西八代郡上野村の地主の家に三男として生まれました。父は初代村会議長を務めた地域の有力者でした。幼少期から柔和で温和な性格であり、父から受け継いだ「他人のために尽くす」という強い信念を持っていました。

2. 信仰への転機

隣村の市川大門村はキリスト教布教の盛んな地でした。熱心な信徒であった次兄・芳次郎の影響もありましたが、真の回心は「偶然」でした。正作21歳の時、友人との待ち合わせ中にたまたま耳にした聖句に大きな衝撃を受け、明治31年に洗礼を受けました。この信仰が、単なる一介の農民であった彼を、後に「山の先生」と呼ばれる社会貢献者へと突き動かす原動力となりました。

3. 社会主義への接近と学び

実家の土地をめぐる敗訴事件や、長兄の

借金整理で財産を失った経験から、経済的弱者である小作農への同情と社会正義への関心を深め、東京専門学校(現・早稲田大学)に進学し法律を学びます。

また、徳富蘆花、江渡狄嶺、木下尚江、田中正造といった当時の思想家・社会運動家たちと深い親交を結び、その思想を磨きました。

4. 村人たちのための実践活動

明治35年に帰郷後、彼は自身の財産を顧みず、農民の自立のために奔走しました。

***上野村信用組合**：零細農民に低利で資金を貸し出す相互扶助組織。

***平民学校**：人格向上と農業教育を行う24時間体制の私塾。

***上野村小作組合**：卑屈な奴隷根性からの脱却と、精神的・経済的自立を目的とした組織。

5. 公人としての姿

上野村の助役を務めた際も、その生活は徹底して謙虚でした。村人に会った際、帽子を取る手間を省いて失礼のないように、常に無帽で過ごしました。また、

報酬は自分の食べる分だけの米でよいとし、身なりを気にせずボロボロの服で斤を訪れ、守衛に止められたという逸話も残っています。

6. 非戦論と伝道の晩年

日露戦争に際しては、地域社会の中で孤立することを恐れず、キリスト教的良心から一貫して戦争反対を唱えました。また、役場を辞めた後は、月給3円という極貧生活の中で各地を歩いて伝道しました。

7. 最期

大正15年(1926年)7月16日、胃癌のため「山の家(修道庵)」にて永眠(享年50)。死の間際、親友や牧師に見守られながら「これで安気した」という言葉を残しました。これは、生命をかけた伝道と奉仕の義務を果たし終えた、満足感の表れであったと言えます。



「山の先生の碑」と「山の家・修道庵(復元)」
上野村地区の住民により定期的に清掃作業が行われている

編集後記

令和八年三月の定例会において、令和八年度当初予算等が可決されました。

令和五年から続いた財政非常事態宣言は三月末をもって解除され、市川三郷町の新たな年度が始まりました。

こどもたちに明るい未来を繋ぐことは、私たちの使命だと考えています。

新緑のまぶしい生命力あふれる五月の風を追い風に、町の発展、町民の皆様ひとりひとりの幸せ、こどもたちの満開の笑顔のため、議員としてできることに誠心誠意取り組んで参りたいと思います。

議会広報は、皆様からいただきました声をもとに、改善・改良に努めています。

「議会広報見ているよ」という嬉しい声もあり、励みになります。多くの人に読んでいただけるよう編集委員一同精進して参ります。今後とも宜しくお願ひ致します。

(記 一瀬広朗 氏)

議会広報編集特別委員会

- 委員長 新津 千吉
- 副委員長 一之瀬 滋輝
- 委員 一瀬 広朗
- 委員 依田 十造